

飲食宅配・テイクアウトサービス事業補助金案内

茅野市内の「飲食店」の新型コロナウイルス対策としての宅配サービスや、テイクアウトサービスの取組みを支援し、売上の向上と、市民の感染リスクの低減を図ります。

【補助金の内容】

対象者	①茅野市内に事業所がある ②飲食店営業許可を持つ（宅配、テイクアウトサービスが出来る許可） ③市内で宅配サービス、テイクアウトサービスを行う ④「テイクアウトちの」ホームページに掲載 ⑤チェーン店は対象外ですが、茅野商工会議所の会員である場合は1店舗のみ対象となります ⑥フランチャイズは対象となります 〔①～④すべて満たすこと〕	②飲食店営業（一般食堂）に（仕出し屋）、（弁当屋）、（そう菜屋）が追加されていること。 変更申請を希望する方は諏訪保健所へお電話をお願いします。 TEL57-2929（諏訪保健所）
補助対象経費 （税抜きで）	①宅配、テイクアウトサービスのための消耗品（パック、包装紙、レジ袋等。食材は不可） ②備品購入費（3万円限度。固定資産となるものは不可） ③宅配、テイクアウトサービスにかかる使用料、賃借料（レンタル料など） ④試作にかかる経費（食材を含め3万円以内まで） ⑤技術指導にかかる経費 ⑥販売促進にかかる費用 ⑦許可申請費用 ⑧その他会頭が認めるもの	②例えば、8万の鍋は3万円までは対象。12万の鍋は10万以上であるため固定資産となり対象外。 ⑥チラシのぼり、HP 改良、広告宣伝など。 ※他の補助金で請求した経費や請求予定の経費を本事業で申請するなど、併用はできません。
補助の対象となる期間	令和2年4月1日～令和3年1月31日	※既に始めている店舗も4月1日以降の経費を対象にできます
補助金の額	上限10万円（1事業所1回限り）	

手続き	①「飲食宅配・テイクアウトサービス事業届出書」をご提出ください。（商工会議所へ郵送又はご持参下さい。届出書書式はホームページからダウンロードして下さい） 添付書類：営業許可証の写し（保健所から口頭で追加の許可をもらっている場合、届出書への添付は不要ですが、実績報告の段階で添付をお願いします） 提出〆切：令和2年6月30日まで ※「テイクアウトちの」の申込み、掲載が必要です。 提出先：茅野商工会議所 〒391-8521 茅野市塚原 1-3-20
-----	---

	<p>②受付証を交付（届出書に受領印をつけてコピーをお返しします）</p> <p>③各店舗でサービスを実施して下さい。</p> <p>④交付申請書提出（実績報告） 添付書類：イ 事業報告書（書式はホームページからダウンロードして下さい） □ 領収書類の写し ハ 事業実施の証拠となるもの（写真、チラシ、販促物など） ニ ①で未提出の場合「営業許可証の写し」 ホ その他会頭が必要とする書類 申請期間：令和2年6月1日～令和3年2月8日</p> <p>⑤書類チェックしたのち茅野商工会議所内審査にて交付可否を決定します。</p> <p>⑥交付決定後、指定口座へ振り込みいたします。</p>
<p>問合せ</p>	<p>茅野商工会議所 TEL 0266-72-2800</p>